

税理士試験／要点整理シリーズ〔追録〕

平成22年度

■改正税法早わかり

中央経済社

～ 目 次 ～

はじめに

- I 個人所得課税（所得税法）
- II 法人課税（所得税共通項目を含む）（法人税法・所得税法）
- III 国際課税（法人税法）
- IV 資産課税（相続税法）
- V 消費課税（消費税法）

《ま え が き》

平成22年版 改正税法早わかり

♣ 平成22年度改正のポイント利用方法

この「平成22年度改正税法早わかり」は、税理士試験受験者のために、改正法項目を表欄形式により整理したのですが、ご利用にあたっては以下の点にご注意ください。

- (1) 政令・省令事項改正内容の詳細は、受験雑誌等の続報記事にてご確認ください。
- (2) 本文中の項目には、今後（本年又は来年）の税理士試験の受験勉強の便のため、以下のような区分で、「改正の概要」「重要度」を表示しました。

- ◎……重要な学習項目
- ……学習しておくべき項目
- △……受験上無視してもよい項目

税理士試験においては、その年の法令等の適用日（今年度は平成22年4月12日）に施行されている法令に基づいて実施されています。

はじめに

1 税制の現状について

我が国では、戦後のシャープ勧告により、公平性を重視するとともに恒久的・安定的な税制を目指すという理念の下に、課税ベースを広く取った直接税中心の税体系への改革が行われました。しかしその後、半世紀以上にわたる変遷の中で、各種の租税特別措置の導入や所得控除の拡大等による課税ベースの縮小、所得課税・資産課税における累進性の緩和など、当初の税制からは相当に形が変わりました。

その過程において、税制が複雑になりすぎたり、一部に既得権が生まれたり、あるいは税を払うことでどれだけの恩恵があるのか、すなわち受益と負担の関係が不明確になったりと、納税者から見た「納得」という観点から大きくかけ離れた形になってしまっています。また構造的な財政赤字は、現行税制が税における「充分性の原則」、すなわち社会保障などの必要な財政需要を賄うのに必要な租税収入を確保すること、を満たせなくなっていることを示しています。

2 税制改革の視点

このような現行税制の抱える問題点を払拭すべく、厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、経済・社会の構造変化に適応した新たな税制を構築することは、新しい国のかたちを作るために必要不可欠です。

特に税制は「代表なくして課税なし」の言葉に象徴されるように、議会制民主主義の根幹をなすものであり、そのあり方については主権者たる国民、すなわち納税者にとって納得できるものでなければなりません。したがって、税制論議を行うに際しては、常に納税者の立場に立って論議を行うことが必要です。

税制全般の抜本改革を進めるに当たっては、こうした考え方から、以下の視点に特に重点を置きます。

3 平成 22 年度税制改正の考え方

平成 22 年度税制改正（以下「本改正」といいます。）は、平成 22 年 3 月 24 日に可決・成立し同年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

本改正は、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適

応し、国民が信頼できる税制を構築する観点から、税制全般にわたる改革に取り組むこととしています。

こうした取組の第一歩として、本改正においては、「控除から手当へ」等の観点からの扶養控除の見直し、国民の健康の観点を明確にしたたばこ税の税率の引上げ、「新しい公共」を支える市民公益税制の拡充、納税者の視点に立った租税特別措置等の見直し、その他の各般の税目にわたる所要の措置を一体として講じます。

I 個人所得課税（所得税法）

《改正のポイント》

- 1 年少扶養親族（扶養親族で年齢16歳未満の者）に係る扶養控除を廃止する。
- 2 特定扶養親族（扶養親族で、年齢16歳以上23歳未満の者）のうち年齢16歳以上19歳未満の者に係る25万円の上乗せ部分を廃止する。
- 3 特別障害者控除の額に所得税35万円を加算する。
- 4 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例について、平成22年12月31日（改正前：平成22年3月31日）まで適用した上、廃止する。
- 5 平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例について、適用期限（平成22年12月31日）の到来をもって廃止する。

重要度	項目	法令	改正の内容	適用関係
○	扶養控除の見直し	新 所 法 2 三 十 四 の 二～三 十 四 の 三、同 法 84①、同 法 185～187、 190,194,195、 203 の 3、 203の5、別 表 2～別表 5、 平成22年 改正法附 則5	<p>① 年少扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳未満の者をいいます。以下同じです。）に係る扶養控除を廃止します。</p> <p>② 特定扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の者をいいます。以下同じです。）のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の25万円の上乗せ部分を廃止し、扶養控除の額を所得税38万円とします。</p> <p>③ 扶養控除の見直しに伴い、給与所得者の扶養控除等申告書及び公的年金等の受給者の扶養親族等申告書並びに給与所得及び公的年金等の源泉徴収票についてその記載事項及び様式の見直しを行うなど所要の措置を講じます。</p> <p style="text-align: center;">図表－1 改正後の扶養控除（所得税）</p>	<p>①から②の改正は、平成23年分以後の所得税について適用します。</p> <p>③の改正は、平成23年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用します。</p>

○	同居特別障害者加算の特例の改組	新所法79②③④、同法185～187、190,194,195、203の3、203の5、別表2～別表5 平成22年改正法附則5、	<p>① 扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に所得税35万円を加算する措置（同居特別障害者加算の特例措置）について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除の額に所得税35万円を加算する措置に改めます。</p> <p>② 上記①の見直しに伴い、給与所得者の扶養控除等申告書の記載事項及び当該申告書の提出された給与所得に係る源泉徴収税額の計算の特例の整備を行うなど所要の措置を講じます。</p>	①、②の改正は、平成23年分以後の所得税について適用します。
○	少額上場株式会社等に係る非課税措置の創設	新措法9の8、 平成22年改正法附則52 新措法37の14①、 平成22年改正法附則64 新措法37の14⑤	<p>①非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座において管理されている上場株式会社等（以下「非課税口座内上場株式会社等」といいます。）に係る配当等でその非課税口座の開設の日の属する年の1月1日から10年以内に支払を受けるべきもの（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限りします。）については、所得税を課さないこととします。</p> <p>②非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税 居住者等が、非課税口座の開設の日の属する年の1月1日から10年以内にその非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税を課さないこととします。 また、非課税口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなします。</p> <p>③非課税口座 イ 「非課税口座」とは、居住者等（その年1月1日において満20歳以上である者に限りします。）が、上記①及び②の非課税の適用を受けるため、金融商品取引業者等の営業所に対し、その者の氏名、住所等を記載した非課税口座開設届出書に非課税口座開設確認書を添付して提出することにより平成24年から平成26年までの各年において設定された上場株式等の振替記載等に係る口座（1人につ</p>	①の規定は、平成24年1月1日以後に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等に係る配当等について適用されます。 ②の規定は、平成24年1月1日以後に設定される非課税口座に係る同日以後の非課税口座内上場株式等の譲渡及び払出しについて適用されます。

		<p>き1年1口座に限りです。)をいいます。</p> <p>ロ 非課税口座には、その設定の日からその年12月31日までの間に当該非課税口座を設定された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等(その非課税口座を設定した時からの取得対価の額の合計額が100万円を超えない範囲のものに限りです。)及び当該上場株式等を発行した法人の合併等により取得する合併法人株式等のみを受け入れることができます。</p> <p>ハ 非課税口座内上場株式等の範囲は、上場株式等に係る10%軽減税率の対象となる上場株式等と同様とします。</p> <p>図表-2 少額上場株式等に係る非課税措置のイメージ</p> <table border="1"> <caption>Figure 2: Small listed stocks etc. related non-tax measures image</caption> <thead> <tr> <th>Year</th> <th>Amount (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1st year</td><td>100</td></tr> <tr><td>2nd year</td><td>200</td></tr> <tr><td>3rd year</td><td>300</td></tr> <tr><td>4th year</td><td>300</td></tr> <tr><td>5th year</td><td>300</td></tr> <tr><td>6th year</td><td>300</td></tr> <tr><td>7th year</td><td>300</td></tr> <tr><td>8th year</td><td>300</td></tr> <tr><td>9th year</td><td>300</td></tr> <tr><td>10th year</td><td>300</td></tr> <tr><td>11th year</td><td>300</td></tr> <tr><td>12th year</td><td>300</td></tr> <tr><td>13th year</td><td>300</td></tr> <tr><td>14th year</td><td>300</td></tr> </tbody> </table>	Year	Amount (千円)	1st year	100	2nd year	200	3rd year	300	4th year	300	5th year	300	6th year	300	7th year	300	8th year	300	9th year	300	10th year	300	11th year	300	12th year	300	13th year	300	14th year	300	
Year	Amount (千円)																																
1st year	100																																
2nd year	200																																
3rd year	300																																
4th year	300																																
5th year	300																																
6th year	300																																
7th year	300																																
8th year	300																																
9th year	300																																
10th year	300																																
11th year	300																																
12th year	300																																
13th year	300																																
14th year	300																																
○	<p>生命保険料控除の改組</p> <p>新所法76、平成22年改正法附則4</p>	<p>① 生命保険料控除の合計適用限度額</p> <p>生命保険料控除を改組し、次の②から⑤までによる各保険料控除の合計適用限度額を所得税120,000円とします。</p> <p>② 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除</p> <p>イ 介護医療保険料控除</p> <p>平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等(以下「新契約」といいます。)のうち介護(費用)保障又は医療(費用)保障を内容とする主契約又は特約に係る支払保険料等について、一般生命保険料控除と別枠で、適用限度額40,000円の所得控除(介護医療保険料控除)を設けます。</p> <p>ロ 一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除</p> <p>新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ所得税40,000円とします。</p> <p>ハ 各保険料控除の控除額の計算</p> <p>上記イ及びロの各保険料控除の控除額の計算は、図表-3のとおりです。</p>	<p>平成24年分以後の所得税について適用します。</p>																														

図表－3 所得税の保険料控除の控除額（新契約分）

年間の支払保険料等	控 除 額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円
40,000円超 80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円

ニ 新契約については、主契約又は特約の保障内容に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等を各保険料控除に適用します。

ホ 異なる複数の保障内容が一の契約で締結されている保険契約等は、その保険契約等の主たる保障内容に応じて保険料控除を適用します。

ヘ 剰余金の分配や割戻金の割戻し（以下「剰余金の分配等」といいます。）については、主契約と特約のそれぞれの支払保険料等の金額の比に応じて剰余金の分配等の金額を按分し、それぞれの支払保険料等の額から差し引くこととします。

③ 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除

平成23年12月31日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「旧契約」といいます。）については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除（それぞれ適用限度額50,000円）を適用します。

④ 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

新契約と旧契約の双方の支払保険料等について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記②ロ及び③にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額（所得税上限40,000円）とします。

イ 新契約の支払保険料等につき、上記図表－3の計算式により計算した金額

ロ 旧契約の支払保険料等につき、次の図表－4の計算式により計算した金額

図表－4 所得税の保険料控除の控除額（旧契約分）

年間の支払保険料等	控 除 額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超 50,000円以下	支払保険料等×1/2+12,500円
50,000円超 100,000円以下	支払保険料等×1/4+25,000円
100,000円超	一律50,000円

<p>◎ 上場会社等の自己株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例</p>	<p>措法9の6、同法37の10③、平成22年改正措法附則51</p>	<p>上場会社が公開買付けの方法により自己株式を購入する場合には、これに応じた個人株主に対して「みなし配当」課税をせずに譲渡所得課税が行なわれるという、特例措置が設けられています。</p> <p>この上場会社等の自己株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例について、平成22年12月31日（改正前：平成22年3月31日）まで適用する措置を講じた上、廃止します。</p> <p>図表－5 上場株式等の自己株式の公開買付けの場合の特例</p> <p>The diagram shows a flow from '自己株式の譲渡対価' (Self-share repurchase consideration) to '譲渡益課税' (Transfer gain tax). A box labeled 'みなし配当課税不適用' (Non-application of deemed dividend tax) points to the '譲渡益課税' box. Below the main flow, there are boxes for '売却株式に対応する発行法人の資本金等の額' (Amount of capital etc. of the issuing corporation corresponding to the shares sold) and '売却株式の帳簿価額等' (Book value etc. of the shares sold). A vertical bar on the right indicates '取入金額' (Inflow amount).</p>	
<p>◎ 平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例</p>	<p>措法37の11の2、平成22年改正措法附則63</p>	<p>居住者等が、平成13年9月30日以前から引き続き所有していた上場株式等（同年10月1日に上場株式等に該当した一定のもの。以下「特例対象株式」といいます。）を平成15年1月1日から平成22年12月31日までの間に譲渡した場合には、選択により、その特例対象株式の譲渡所得の金額の計算上控除する取得費の金額を、平成13年10月1日この平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例について、適用期限（平成22年12月31日）の到来をもって廃止します。</p> <p>① 取得費の選択方法</p> <p>特例対象株式を譲渡した場合における取得費の選択について、みなし取得費を適用するかどうかは納税者の選択によるため、本来の取得費（所法48③）が算定できる場合には、みなし取得費を選択せずに、本来の取得費の額により所得金額を計算することも可能となります。</p> <p>なお、特例対象株式を譲渡した場合は、図表－6の取得費の確認方法（フローチャート）を検討して選択適用して下さい。</p>	

			<p>図表-6 取得費の確認方法</p>	
△	<p>特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例（いわゆるエンジェル税制）</p>	<p>旧措法37の13①四</p> <p>措法37の13</p> <p>措法37の13の2①</p> <p>措法37の13の2④</p>	<p>特定中小会社（措法37の13①一～三）の区分に応じ発行された特定中小会社の株式（以下「特定株式」という）を払込みにより取得した居住者等については、一定の要件に該当する場合には、次の特例を適用することができます。</p> <p>① 特定株式の取得に要した金額の控除等</p> <p>② 価値喪失株式に係る損失の金額の特例</p> <p>③ 特定株式に係る譲渡損失の金額の繰越控除の特例</p> <p>この特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例の対象となる特定中小会社の範囲から、地域再生法に規定する特定地域再生事業会社を除外します。</p>	<p>平成23年分以後の所得税について適用します。</p>
△	<p>上場特定受益証券発行信託（日本版預託証券）</p>	<p>新措法9の4の2、平成22年改正措法附則50</p>	<p>① 上場証券投資信託の償還金等に係る課税の特例の適用対象に、内国法人等が上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配を追加します。</p>	<p>①の規定は、平成22年6月1日以後の上場証券投資信託等の終了又は一部の解約について適用</p>

		<p>新措法37の10、平成22年改正措法附則60</p>	<p>② 居住者等が上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額その他の資産の価額については、その全額を、株式等譲渡所得等の収入金額とみなして課税するとともに、株式等証券投資信託等の償還金等の支払調書等の対象とします。</p>	<p>します。</p> <p>②の規定は、平成22年4月1日以後の公募株式等証券投資信託等の終了又は一部の解約について適用します。</p>
△	<p>特定口座の受入れ上場株式等の範囲の拡大</p>	<p>新措令25の10の2⑮十八、十九、二十</p> <p>平成22年改正措令附則17②</p> <p>平成22年改正措令附則17③</p>	<p>株式投資による収益の申告手続を簡便にする趣旨で設けられている特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、次のものを追加します。</p> <p>① 上場株式等以外の株式等を発行した法人の合併（その法人の株主等に合併法人株式又は合併親法人株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限ります。）によりその株主が取得する合併法人株式又は合併親法人株式</p> <p>② 上場株式等以外の株式等を発行した法人の分割（その分割法人の株主等に分割承継法人株式又は分割承継親法人株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限ります。）によりその株主が取得する分割承継法人株式又は分割承継親法人株式</p>	<p>①の規定は、平成22年4月1日以後に左記①に規定する法人の合併により取得する合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式について適用します。</p> <p>②の規定は、平成22年4月1日以後に左記②に規定する法人の分割により取得する分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式について適用します。</p>

		平成22年改正措置附則17④	③ 上場株式等以外の株式等を発行した法人の株式交換（その法人の株主等に株式交換完全親法人株式又はその親法人の株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限ります。）によりその株主が取得する株式交換完全親法人株式若しくはその親法人の株式又は当該法人の株式移転（その法人の株主に株式移転完全親法人株式のみの交付がされるものに限ります。）によりその株主が取得する株式移転完全親法人株式	③の規定は、平成22年4月1日以後に左記③に規定する株式交換により取得する株式交換完全親法人の株式若しくは親法人の株式又は株式移転により取得する株式移転完全親法人の株式について適用します。
△	譲渡益課税の対象となる公社債の範囲	新措法37の16, 平成22年改正措置附則67	割引の方法により発行される公社債等の譲渡による所得税の課税の特例の対象範囲に、利子が支払われない公社債（割引の方法により発行されるものを除きます。）を追加します。	平成22年4月1日以後に行う公社債の譲渡による所得について適用します。
◎	特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例	新措法36の2～36の5, 平成22年改正措置附則59③	特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡資産の譲渡に係る対価の額が2億円以下であることの要件を追加した上、その適用期限を平成23年12月31日（改正前：平成21年12月31日）まで2年延長します。	平成22年1月1日以後に行う居住用財産の譲渡について適用します。
○	給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の特例	旧措法29, 平成22年改正措置附則58	給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の特例について、平成22年12月31日の適用期限の到来をもって廃止するとともに、同日以前に使用者から住宅資金の貸付け等を受けている者に対して本特例を引き続き適用するための所要の経過措置を講じます。	給与所得者等が住宅資金の貸付け等を無利息又は低い金利による利息で受けた場合における経済的利益で

				平成23年1月1日前の期間に係るものについては、なお従前の例によります。
◎	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等	新措法41の5	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を平成23年12月31日（改正前：平成21年12月31日）まで2年延長します。	
◎	特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等	新措法41の5の2	特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を平成23年12月31日（改正前：平成21年12月31日）まで2年延長します。	
○	オリンピック競技大会における成績優秀者に交付される金品の非課税措置	旧措法41の8①,新所法9十四	オリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして各競技統括団体から交付される金品について、一定の金額（第1位：300万円、第2位：200万円、第3位：100万円）までの部分を非課税とするともに、租税特別措置法に規定されているオリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして交付される金品の非課税措置と併せて、所得税法及び本則措置に規定します。 なお、本非課税措置の適用対象となる各競技統括団体は、文部科学大臣が財務大臣と協議して指定するものとします。	平成22年分以後の所得税について適用します。
○	子ども手当等の非課税	新措法41の8	① 子ども手当について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講じます。 イ 所得税及び個人住民税を課さないこととします。 ロ 国税及び地方税の滞納処分による差押えを禁止します。 ② 高校の実質無償化について、所要の制度の整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講じます。 イ 所得税及び個人住民税を課さないこととします。 ロ 国税及び地方税の滞納処分による差押えを禁止します。	

		<p>③ 父子家庭に支給されることとなる児童扶養手当及び一部支給停止制度の廃止により支給されることとなる児童扶養手当について、所要の法律改正が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講じます。</p> <p>イ 所得税及び個人住民税を課さないこととします。</p> <p>ロ 国税及び地方税の滞納処分による差押えを禁止します。</p>						
◎	<p>所得税の寄附金控除の適用下限額の引下げ</p>	<p>新所法78①二、平成22年改正法附則2</p> <p>寄附金控除の適用下限額を2千円（改正前：5千円）に引き下げます。</p> <p>図表－7 寄附金控除額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">寄附金控除額</td> <td style="padding: 5px;">=</td> <td style="padding: 5px;">その年中に支出した特定寄附金(注)の合計額 (総所得金額の40%相当額を限度)</td> <td style="padding: 5px;">-</td> <td style="padding: 5px;">2,000円</td> </tr> </table> <p>(注) 特定寄附金</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国又は地方公共団体に対する寄附金 ② 指定寄附金 ③ 特定公益増進法人に対する寄附金 ④ 認定特定非営利活動法人に対する寄附金 ⑤ 政治活動に関する寄附金（特定の政治献金） 	寄附金控除額	=	その年中に支出した特定寄附金(注)の合計額 (総所得金額の40%相当額を限度)	-	2,000円	<p>平成22年分以後の所得税について適用します。</p>
寄附金控除額	=	その年中に支出した特定寄附金(注)の合計額 (総所得金額の40%相当額を限度)	-	2,000円				

II 法人税課税（所得税共通項目を含む）（法人税法・所得税法）

《改正のポイント》

- 1 グループ内（100%資本関係のある国内会社間）の取引等について、連結納税制度と同様に、その資産の譲渡損益をグループ外取引等の時点まで課税を繰延べる。
- 2 グループ内の内国法人間の寄附金について、支出法人において全額損金不算入とするとともに、受領法人において全額益金不算入とする。
- 3 グループ内の内国法人間の現物配当（みなし配当を含みます。）について、譲渡損益の計上を繰り延べる。
- 4 中小法人の特例制度については、資本金の額が5億円以上の法人の100%子法人には適用しないこととする。
- 5 清算所得課税を廃止し、通常の所得課税に移行する。その際、期限切れ欠損金の損金算入制度を整備する。
- 6 受取配当の益金不算入制度の負債利子控除額の計算の簡便法の基準年度を見直す。
- 7 特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度を廃止する。
- 8 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を平成24年3月31日まで2年延長する。
- 9 交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を平成24年3月31日まで2年延長するとともに、中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を平成24年3月31日まで2年延長する。
- 10 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の適用期限を平成平成24年3月31日まで2年延長する。

重要度	項目	法令	改正の内容	適用関係
○	グループ法人税制の適用対象法人	新法2十二の七の六、新法4の2	(1) 完全支配関係の定義 完全支配関係とは、一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として一定で定める関係（以下「当事者間の完全支配の関係」といいます。）又は一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係をいいます。	

新法令4
の2②かっ
こ書き

法令4①

なお、「一定で定める関係」とは、一の者（その者が個人である場合には、その者及びこれと特殊の関係のある個人（法令4①））が法人の発行済株式等（自己株式を除きます。）の全部を保有する場合におけるその一の者とその法人との間の関係（以下「直接完全支配関係」といいます。）となります。この場合において、その一の者及びこれとの間に直接完全支配関係がある一若しくは二以上の法人又はその一の者との間に直接完全支配関係がある一若しくは二以上の法人が他の法人の発行済株式等の全部を保有するときは、その一の者は他の法人の発行済株式等の全部を保有するものとみなします。

(2) 発行済株式等の全部保有の適用除外

上記(1)に掲げる発行済株式等は、その総数のうちに次に掲げる株式の数を合計した数の占める割合が5%に満たない場合のその株式を除きます。

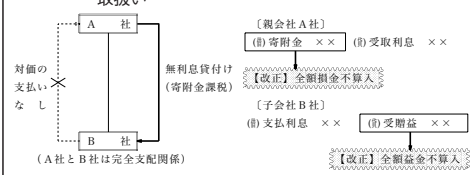
- ① 法人の使用人が組合員となっている民法に規定する組合契約（民法167①）による組合（組合員となる者がその使用人に限られているものに限ります。）の主たる目的に従って取得されたその法人の株式
- ② 新株予約権の募集事項の決定（会社法238②）における株主総会の決議（募集事項の決定の委任（会社法239①）に基づく決議及び公開会社における募集事項の決定の特則（会社法240①）の規定による取締役会の決議を含みます。）により法人の役員又は使用人に付与された新株予約権の行使によって取得されたその法人の株式（その法人の役員又は使用人が有するものに限ります。）

(3) 特殊の関係がある個人の範囲

上記(1)に掲げる特殊の関係のある個人は、次に掲げる者とします。

- ① 株主等の親族
- ② 株主等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 株主等（個人である株主等に限る。④において同じ。）
- ④ 上記①から③に掲げる者以外の者で株主等から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
- ⑤ 上記②から④に掲げる者と生計を一にするこれらの親族

○	完全支配関係がある法人の間の資産の譲渡取引等	<p>新法61の13①、同法81の10、平成22年改正法附則22,27</p> <p>新法61の13①かっこ書き、新法122の14①</p>	<p>① 完全支配関係がある法人の間の取引の損益 内国法人（普通法人又は協同組合等に限ります。）がその有する譲渡損益調整資産を他の内国法人（その内国法人との間に完全支配関係がある普通法人又は協同組合等に限ります。）に譲渡した場合には、その譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額は、その譲渡した事業年度の所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入します。</p> <p>図表－1 完全子会社間において工場の土地建物を譲渡した場合</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[A社] -- "工場の土地建物を譲渡" --> B[B社] A -- "工場の土地建物を譲渡" --> C[C社] A --- B A --- C subgraph Subsidiaries B --- B1["(A社の100%子会社)"] C --- C1["(A社の100%子会社)"] end </pre> </div> <p>〔対象資産〕 上記②ハに記載した連結法人間の譲渡損益調整資産と同範囲</p> <p>② 譲渡損益調整資産の定義 譲渡損益調整資産とは、固定資産、土地（土地の上に存する権利を含み、固定資産に該当するものを除きます。）、有価証券、金銭債権及び繰延資産で次の掲げるもの以外のものをいいます。 (イ) 売買目的有価証券 (ロ) その譲渡を受けた他の内国法人（完全支配関係があるものに限ります。）において売買目的有価証券とされる有価証券 (ハ) その譲渡の直前の帳簿価額が千万円に満たない資産（上記(イ)に掲げるものを除きます。）</p>	平成22年10月1日以後に行なう譲渡損益調整資産の譲渡について適用します。
○	非適格株式交換等の課税の繰延べ制度	<p>新法62の9①、平成22年改正法附則10</p> <p>新法61の9①かっこ書き</p>	<p>① 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益 内国法人が自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする株式交換又は株式移転（適格株式交換等及び株式交換等の直前にその内国法人とその株式交換等に係る株式交換等完全親会社等との間に完全支配関係があった場合におけるその株式交換等を除きます。以下「非適格株式交換等」といいます。）を行なった場合には、その内国法人がその非適格株式交換等の直前の時において有する時価評価資産の評価益又は評価損は、その非適格株式交換等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入します。</p> <p>② 時価評価資産の定義 時価評価資産とは、固定資産、土地（土地の上に</p>	平成22年10月1日以後に株式交換等が行われる場合について適用します。

		ご書き	存する権利を含み、固定資産に該当するものを除きます。)、有価証券、金銭債権及び繰延資産で一定で定めるもの以外のものをいいます。	
△	適格事後設立の制度の廃止	旧法22の六、同法22の六の二、旧法62の5、平成22年改正法附則10	適格事後設立制度を廃止します。	平成22年10月1日前に事後設立が行われた場合については、なお従前の例によります。
○	完全支配関係がある法人の間の寄附金	新法37②、同法81の6②、平成22年改正法附則18,25 新法25の2①、平成22年改正法附則16	① 寄附金及び受贈益の取扱い イ 完全支配関係がある場合 (イ) 寄附金の損金不算入 内国法人が各事業年度においてその内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人に対して支出した寄附金の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しません。 (ロ) 受贈益の益金不算入 内国法人がその内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人から受けた受贈益の額(寄附金の損金不算入(法37)の規定を適用しないとした場合にその他の内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される寄附金の額(法37⑦)に対応するものに限ります。)は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しません。 図表-2 完全支配関係がある場合の寄附金及び受贈益の取扱い  (A社とB社は完全支配関係)	①イ(イ)の規定は、法人が平成22年10月1日以後に支出する寄附金の額について適用します。 ①イ(ロ)の規定は、法人が平成22年10月1日以後に受ける受贈益の額について適用します。

		<p>法法37①</p> <p>法法22②</p> <p>新法法25の2①,同法37②,同法81の6②</p>	<p>□ 完全支配関係がない場合</p> <p>(イ) 寄附金の損金不算入</p> <p>内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額（上記イ(イ)の規定の適用を受ける寄附金の額を除きます。）の合計額のうち、その内国法人のその事業年度終了の時の資本金等の額又はその事業年度の所得の金額を基礎として計算した損金算入限度額（法令73）を超える部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しません。</p> <p>(ロ) 受贈益の益金算入</p> <p>内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係るその事業年度の収益の額とします。</p> <p>② 適用対象法人</p> <p>イ 完全支配関係がある場合の寄附金及び受贈益制度における適用対象</p> <p>上記①イに掲げる完全支配関係ある場合の寄附金の全額損金不算入及び受贈益の全額益金不算入の適用対象となるのは、「内国法人がその内国法人との間に完全支配関係（法人による完全支配関係に限ります。）」と規定されています。</p> <p>そこで、この規定の適用対象となるのは、内国法人間の取扱いに限定されることとなるので、個人及び外国法人が絡む寄附金については適用対象となりません。</p> <p>□ 実務上の留意点</p> <p>本改正の取扱いは、完全支配関係がある内国法人間の寄附金及び受贈益について適用されますので、いわゆる「グループ法人単体課税制度」及び「連結納税制度」のどちらの制度も対象となります。</p>	
○	現物分配	<p>新法法62の5③④,平成22年改正法附則10②</p>	<p>① 現物分配による資産の譲渡</p> <p>イ 適格分配の場合</p> <p>内国法人が適格現物分配により被現物分配法人にその有する資産の移転をしたときは、その被現物分配法人にその移転をした資産のその適格現物分配の直前の帳簿価額（その適格現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の時</p>	<p>平成22年10月1日以後に現物分配(残余財産の分配にあっては、同日以後の解散によるも</p>

		<p>新法 62 の5①②</p> <p>新法 2 十二の六</p> <p>法 24① 三～六</p>	<p>部の分配である場合には、その残余財産の確定の時の帳簿価額)による譲渡をしたものとして、その資産の移転を受けたことにより生ずる収益の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しません。</p> <p>ロ 被適格分配の場合</p> <p>内国法人が残余財産の分配又は引渡し(適格現物分配を除きます。)により被現物分配法人その他の者にその有する資産を移転するときは、その被現物分配法人その他の者にその移転をする資産のその残余財産の確定の時の価額による譲渡をしたものとして、その譲渡利益額又は譲渡損失額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入します。</p> <p>② 現物分配法人の定義</p> <p>現物分配法人とは、現物分配(法人(公益法人等及び人格のない社団等を除きます。)がその株主等に対しその法人の次に掲げる事由により金銭以外の資産の交付をすることをいいます。)によりその有する資産の移転を行なった法人をいいます。</p> <p>イ 剰余金の配当(株式又は出資に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割によるものを除きます。)若しくは利益の配当(分割型分割によるものを除きます。)又は剰余金の分配(出資に係るものに限ります。)</p> <p>ロ 配当等の額とみなす金額に掲げる事由</p> <p>③ 被現物分配法人の定義(新法 2 十二の六の二)</p> <p>被現物分配法人とは、現物分配により現物分配法人から資産の移転を受けた法人をいいます。</p> <p>図表一 孫会社株式を現物配当する場合</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【改正前】</p> <pre> graph TD A[A社(親)] -- "C社株式を現物配当 簿価10(時価100)" --> B[B社(子)] B --> C[C社(孫)] </pre> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【改正後】</p> <pre> graph TD A[A社(親)] --> B[B社(子)] A --> C[C社(子)] </pre> <p>(注) 改正後は、簿価10のままA社に移転可能(課税が生じない)。</p> </div> </div> <p>(注) 現物配当されたC社株式について、時価と簿価の差額90が課税対象。</p>	<p>解散によるものに限りません。)が行なわれる場合について適用します。</p>
○	自己株式等の譲渡	新法 61 の2⑥, 平成 22 年	内国法人が、その有する株式を発行した他の内国法人でその内国法人との間に完全支配関係があるものからみなし配当の額が生ずる基因となる事由により金銭	平成 22 年 10 月 1 日以後に生ずる一定

		改正法附則21	その他の資産の交付を受けた場合等には、その事由により生ずる株式等の譲渡損益を計上しないこととします。	の事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合等について適用します。
○	グループ内組織再編成	新法61の2, 同法62の2, 平成22年改正法附則10②	対価が交付されない分割が行なわれた場合の分割型分割と分社型分割との区分、対価が交付されない適格合併及び適格株式交換が行なわれた場合の株式の譲渡損益の計算方法等が明確化されました。	平成22年10月1日以後に合併、分割及び株式交換が行われる場合について適用します。
△	受取配当の益金不算入制度における負債利子控除	新法23④, 同法81の4④, 平成22年改正法附則10①	完全子法人株式等につき受ける配当等の額については、負債の利子を控除せず、その全額を益金不算入とします。	平成22年4月1日以後に開始する事業年度から適用します。
◎	グループ内の中小法人の特例制度の取扱い	新法66, 同法67, 同法81の12, 同法143, 平成22年改正法附則10① 措法42の3の2① 法67① かっこ書き 措法57の10① 措法61の4① 措法66の13①	中小企業向け特例措置の大法人の100%子法人に対する適用資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人に係る次の制度（以下「中小法人の特例制度」といいます。）については、資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社等の100%子法人には適用しないこととします。 〔中小法人の特例制度〕 イ 軽減税率 ロ 特定同族会社の特別税率の不適用 ハ 貸倒引当金の法定繰入率 ニ 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度 ホ 欠損金の繰戻しによる還付制度	平成22年4月1日以後に開始する事業年度から適用します。

		<p>図表－４ 100%グループ法人内における中小法人の取扱い</p> <p>【改正前】</p> <p>【改正後】</p> <p>(A社の100%子会社) (A社の100%子会社)</p>	
○	<p>連結納税制度</p> <p>新法57⑤,同法81の9⑥,新法155の21,平成22年改正法附則10①</p> <p>新法4の3①,平成22年改正法附則12</p> <p>新法15の2②,平成22年改正法附則13</p> <p>新法4の5②四・五,同法15</p>	<p>(1) 連結納税開始・加入前の子会社の欠損金の取扱い</p> <p>イ 欠損金の取扱い</p> <p>連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度の適用対象外となる連結子法人のその開始又は加入前に生じた欠損金額を、その子会社の個別所得金額を限度として、連結納税制度の下での繰越控除の対象に追加します。</p> <p>ロ 適用対象法人の範囲</p> <p>上記イの適用対象法人は、次のとおりとなります。</p> <p>(イ) 親会社に長期（5年超）100%保有されている法人</p> <p>(ロ) 親法人又は100%子法人により設立された法人</p> <p>(ハ) 適格株式交換による完全子法人等</p> <p>(2) 連結納税承認申請期限の短縮</p> <p>連結納税の承認申請書の提出期限について、その適用しようとする事業年度開始の日の3月前の日（改正前：6月前の日）とします。</p> <p>(3) 連結納税グループへの加入時期の柔軟化</p> <p>事業年度の中で連結親法人との間に完全支配関係が生じた場合の連結納税の承認の効力発生日の特例制度について、連結加入法人の最初連結事業年度は、加入月次決算日の翌日からその翌日の属する連結親法人事業年度終了の日までの期間とされます。</p> <p>(4) 連結納税開始等の際の子法人が有する資産に対する時価評価課税</p> <p>連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度について、その開始又は加入後2月以内に連結グループから離脱する法人の有する</p>	<p>平成22年4月1日以後に開始する事業年度から適用します。</p> <p>平成22年10月1日から適用します。</p> <p>平成22年10月1日から適用します。</p> <p>平成22年10月1日以後に連結納税義</p>

		の2①四・五、同法61の11①かっこ書き、新法令122の12①七、平成22年改正法令附則14	資産を時価評価の対象から除外します。	務者（新法4の2）に規定する内国法人との間に完全支配関係を有することとなる他の内国法人の保有する資産について適用します。
○	みなし配当の際の譲渡損益	新法23③、同法23の2②、同法61の2⑯、平成22年改正法令附則14、同附則15	<p>① みなし配当課税と譲渡損失の計上</p> <p>受取配当等の益金不算入制度（法23①）及び外国子会社から受ける配当等の益金不算入制度（法23の2①）は、内国法人がその受ける配当等の額（自己株式の取得に係るみなし配当（法24①四）の規定により、その内国法人が受ける配当等の額とみなされる金額に限ります。）の元本である株式等で、その配当等の額の生ずる基因となる事由が生ずることが予定されているものの取得（適格合併又は適格分割型分割による引継ぎを含みます。）をした場合におけるその取得をした株式等に係る配当等の額（その予定されていた事由に基因するものとして下記②に掲げるものに限ります。）については、適用しません。</p> <p>ただし、有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入の規定（法61の2⑯）の規定の適用があるものを除きます。</p> <p>図表一五 みなし配当の際の譲渡損益</p> <pre> graph TD A1[A社株式を取得] --> B[B社] B -- "公開買付に 応募 A社株式を売却" --> A2[A社 (公開買付実施)] subgraph Exclusion A1 B end </pre> <p>※ 自己株式として取得されることを予定して取得した株式が自己株式として取得</p>	法人が平成22年10月1日以後に取得を株式又は出資に係る配当等の額について適用します。
	新法令20の2	② 益金の額に算入されないみなし配当の範囲	<p>上記①における「その予定されていた事由に基因するもの」とは、その内国法人の受けるその予定されていた事由に基因する取得をした株式等（以下「取得株式等」といいます。）に係るみなし配当で、図</p>	

表-6に定めるものとなります。

図表-6 益金の額に算入されないみなし配当の範囲

区 分	みなし配当の範囲
取得株式等が適格合併、適格分割又は適格現物出資により被合併法人、分割法人又は現物出資法人から移転を受けたものである場合	その予定されていた事由がその被合併法人等の取得株式等の取得の時においても生ずることが予定されていた場合におけるその事由に基因する配当等の額
上記以外の場合	その予定されていた事由に基因する配当等の額

法法24①
三～六

- ③ 抱合い株式の譲渡損益の計上廃止（新法法24②、同法61の2③）
抱合株式（合併法人が保有する被合併法人株式）については、非適格合併の場合においても譲渡損益を計上しないこととします。

◎ 清算所得課
税の廃止

新法法59
③,
平成22年
改正附則
10②

新法令118

新法法59
④⑤,新法
規26の6①
三

- ① 解散による債務免除があった場合の欠損金の損金算入
内国法人が解散した場合において、残余財産がないと見込まれるときは、その清算中に終了する事業年度（会社更生法等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入（法法59①）及び民事再生法等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入（法法59②）の規定の適用を受ける事業年度を除きます。以下「適用年度」といいます。）前の各事業年度において生じた欠損金額で一定で定めるものに相当する金額は、その適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入します。
- ② 解散の場合の欠損金額の範囲
解散による債務免除があった場合の欠損金の損金算入（法法59③）に規定する欠損金額で一定で定めるものとは、次の(イ)に掲げる金額から(ロ)に掲げる金額を控除した金額とします。
(イ) 適用年度終了の時における前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額の合計額
(ロ) 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し（法法57①）又は青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損出金の繰越し（法法58①）の規定により適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される欠損金額
- ③ 手続規定
上記①の規定は、税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、確定申告書にこれらの規定に規定する欠損金額に相当する金額の損金算入に関する明細の記載があり、かつ、残余財産がないと見込まれることを説明する書類の添付がある場合に

平成22年10月1日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始決定による解散を除きます。）若しくは破産手続開始決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における法人の各事業年度の所得に対する法人税について適用し、同日前に解散（合併による解散を除きます。）が行われた場合における法人の清算所得に対する

			限り適用します。	法人税については、なお従前の例によります。
△	適格合併等における欠損金の制限の見直し	新法57②, 平成22年改正法附則10② 新法57③	① 適用要件 適格合併において特定資本関係を有する会社の株式が包括承継される場合には、適格合併前の特定資本関係継続期間を通算して、合併後の当事者間の特定資本関係を判定すること等の措置が講じられます。 図表一7 適格合併等を行う場合の欠損金の引き継ぎの制限 <p>×6年に3 億円の赤字</p> <p>B事業の収益性の改善のため×7年10月に会社分割により設立</p> <p>A社内の新規事業のため×9年10月に合併</p> <p>B社との合併の結果、×7年10月以前の欠損金が切り捨て</p> <p>【改正後】 欠損金が可能になる。</p> <p>(A社の100%子会社)</p>	平成22年10月1日から適用します。
△	分割型会社分割のみなし事業年度等	旧法14①三,十二 旧法62の2②, 旧法61の2⑤,新法61の3③,同法61の4②, 同法61の5②,同法61の6②,同法61の7②, 平成22年改正法附則10②	① 分割型分割については、みなし事業年度を設けないこととします。 ② 合併類似適格分割型分割制度を廃止します。 ③ 売買目的有価証券、未決済デリバティブ取引に係る契約等を適格分社型分割等により移転する場合の処理について整備を行います。	平成22年10月1日から適用します。
◎	受取配当等の益金不算入制度	新法令22⑤, 平成22年	受取配当等の益金不算入制度における負債利子控除額の計算の簡便法の基準年度を平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始した各事業年度(改	平成22年4月1日以後に開始する事

	改正法令 附則2①	<p>正前：平成10年4月1日から平成12年3月31日までの間に開始した各事業年度)とします。</p> <p>なお、改正後の簡便法の計算は、平成22年4月1日において存する法人のみが採用できます。</p> <p>図表－8 簡便法の計算</p> $\text{控除額} = \frac{\text{当期に支払う負債利子の額}}{\text{基準年度における原則法により計算した負債利子の控除額の合計額(③)}} \times \frac{\text{基準年度の負債利子の額の合計額}}{\text{基準年度における原則法により計算した負債利子の控除額の合計額(③)}}$ <p>(③) 「基準年度における原則法により計算した負債利子の控除額の合計額」は、関係法人株式会社等（発行済株式等の25%以上を有しており、かつ、配当等の額の支払に係る効力が生ずる日以前6日以上引き続き所有している場合におけるその株式等をいいます。）及び関係法人株式会社等以外の株式会社等に分けて計算します。</p>	業年度から適用します。
◎	特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度	<p>旧法35①,旧法令72の2①,平成22年改正法附則10①,同附則17</p> <p>特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度について、廃止します。</p> <p>特殊支配同族会社の役員給与に係る課税のあり方については、いわゆる「二重控除」の問題を踏まえ、給与所得控除を含めた所得税のあり方について議論をしていく中で、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消するための抜本的措置を平成23年度税制改正で講じます。</p>	平成22年4月1日以後に終了する事業年度から適用されなくなります。また、平成22年3月31日以前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例によることとなります。
◎	情報基盤強化税制	<p>平成22年改正措置法附則55,同附則77,同附則78</p> <p>情報基盤強化税制について、平成22年3月31日の適用期限の到来をもって廃止します（所得税についても同様とします。）。</p> <p>なお、法人が平成22年3月31日以前に取得又は製作した情報基盤強化設備等を事業の用に供した場合には、なおその効力を有することとなります。</p>	
◎	エネルギー需給構造改革推進投資促進税制	<p>新措法10の2の2①二,同法42の5①二</p> <p>エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、対象設備から地方ガス天然ガス化設備等を除外する等の見直しを行います（所得税についても同様とします。）。</p> <p>なお、適用対象設備の主な具体例は、図表－9のとおりとなります。</p>	

		図表－9 エネルギー需給構造改革推進設備等の具体的な対象設備	
		適用対象設備	主な具体例
		新エネルギー利用設備等	太陽光発電設備
		その他の石油代替エネルギー設備等	天然ガス自動車
省エネビルシステム	エネルギー使用合理化設備	高断熱窓設備	
	エネルギー使用制御設備	可変風量制御装置	
		エネルギー有効利用製造設備等	高性能機械組立設備
◎	中小企業等基盤強化税制	新措法10の4①四、同法42の7①四 新措法10の4①五、同法42の7①五	① 中小企業等基盤強化税制について、対象から特定旅館業を営む大規模法人に係る措置を除外します。 ② 中小企業等基盤強化税制を拡充し、資本金の額等が1億円以下の法人による仮想化ソフトウェア等を含む情報基盤強化設備等の取得に係る措置を追加します（所得税についても同様とします。）。
○	優良賃貸住宅の割増償却制度	新措法14、同法47、平成22年改正措置附則57⑥、同附則79⑦	優良賃貸住宅の割増償却制度における中心市街地優良賃貸住宅に係る措置について、平成22年3月31日の適用期限の到来をもって廃止します（所得税についても同様とします。）。 中心市街地優良賃貸住宅に係る割増償却制度は、平成22年3月31日をもって廃止されますので、平成22年4月1日以後における優良賃貸住宅の割増償却制度は、「高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却」のみとなりますので留意して下さい。
◎	中小企業投資促進税制	新措法10の3①、42の6①	中小企業投資促進税制の適用期限を平成24年3月31日（改正前：平成22年3月31日）まで2年延長します（所得税についても同様とします。）。
◎	中小企業者等の少額減	新措法28の2、同法	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を平成24年3月31日（改正前：

	償却資産の取得価額の損金算入の特例	67の5	<p>平成22年3月31日)まで2年延長します(所得税についても同様とします。))。</p> <p>図表-10 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>取得価額</th> <th>償却方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>少額減価償却資産</td> <td>10万円未満</td> <td>全額損金算入(即時償却)</td> </tr> <tr> <td>一括償却資産</td> <td>20万円未満</td> <td>3年間で均等償却(残存価額なし)</td> </tr> <tr> <td>中小企業者等の少額減価償却資産</td> <td>30万円未満</td> <td>全額損金算入(合計300万円限度)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	取得価額	償却方法	少額減価償却資産	10万円未満	全額損金算入(即時償却)	一括償却資産	20万円未満	3年間で均等償却(残存価額なし)	中小企業者等の少額減価償却資産	30万円未満	全額損金算入(合計300万円限度)	
区 分	取得価額	償却方法														
少額減価償却資産	10万円未満	全額損金算入(即時償却)														
一括償却資産	20万円未満	3年間で均等償却(残存価額なし)														
中小企業者等の少額減価償却資産	30万円未満	全額損金算入(合計300万円限度)														
◎	研究開発税制	新措法10⑥,同法42の4⑥	<p>試験研究費の増加額に係る税額控除(増加型)又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除(高水準型)を選択適用できる制度の適用期限を平成24年3月31日(改正前:平成22年3月31日)まで2年延長します(所得税についても同様とします。))。</p>	平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する各事業年度から適用します。												
◎	交際費等の損金不算入制度	新措法61の4①	<p>交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を平成24年3月31日(改正前:平成22年3月31日)まで2年延長するとともに、中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を平成24年3月31日(改正前:平成22年3月31日)まで2年延長します。</p> <p>なお、交際費等の損金不算入額の計算は、図表-11のとおりとなります。</p> <p>図表-11 交際費等の損金不算入額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>損 金 不 算 入 額 の 計 算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小年600万円以下</td> <td>支出交際費等の額×10%＝損金不算入額</td> </tr> <tr> <td>法人年600万円超</td> <td>(支出交際費等の額－定額控除限度額(注))÷(定額控除限度額×10%)＝損金不算入額</td> </tr> <tr> <td>中小法人以外の法人</td> <td>支出交際費等の額の全額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「定額控除限度額」とは、600万円に法人の事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額となります。</p>	区 分	損 金 不 算 入 額 の 計 算	中小年600万円以下	支出交際費等の額×10%＝損金不算入額	法人年600万円超	(支出交際費等の額－定額控除限度額(注))÷(定額控除限度額×10%)＝損金不算入額	中小法人以外の法人	支出交際費等の額の全額					
区 分	損 金 不 算 入 額 の 計 算															
中小年600万円以下	支出交際費等の額×10%＝損金不算入額															
法人年600万円超	(支出交際費等の額－定額控除限度額(注))÷(定額控除限度額×10%)＝損金不算入額															
中小法人以外の法人	支出交際費等の額の全額															
◎	使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例	新措法62	<p>使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の適用期限を平成24年3月31日(改正前:平成22年3月31日)まで2年延長します。</p>													
○	中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置	新措法66の13①	<p>中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の適用期限を平成24年3月31日(改正前:平成22年3月31日)まで2年延長します。</p>													

Ⅲ 国際課税（法人税法）

《改正のポイント》

- 1 特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準（いわゆるトリガー税率）を20%以下（改正前：25%以下）に引き下げる。
- 2 外国子会社合算税制の適用を受ける内国法人等の直接及び間接の外国関係会社株式等の保有割合要件を10%以上（改正前：5%以上）に引き上げる。
- 3 統括会社の実態に即した適用除外基準の見直しを行う。
- 4 内国法人等が外国法人から配当等を受ける場合には、その配当等の額のうち、一定の金額を益金不算入とする。
- 5 非居住者又は外国法人が支払を受ける振替国債等の利子等を非課税とする。
- 6 非居住者又は外国法人が支払を受ける民間国外債の利子等を非課税とする。

《外国子会社合算税制等の見直し》

重要度	項目	法令	改正の内容	適用関係
○	トリガー税率の引き下げ	新措法66の6①、 新措令39の14①二、 同令39の14②一イ(2)、 平成22年改正措令附則34①	特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準（いわゆるトリガー税率）を20%以下（改正前：25%以下）に引き下げます。 また、トリガー税率の計算における非課税所得の範囲から除くこととされている配当等に、外国法人の所在地国の法令により、二重課税排除を目的としたものとして株式保有割合要件以外の要件により所在地国の課税標準に含まれないこととされる配当等を追加します。	特定外国子会社等の平成22年4月1日以後に開始する事業年度から適用します。
○	外国関係会社株式等の保有割合要件	新措法66の6①、 平成22年改正措法附則90①	外国子会社合算税制の適用を受ける内国法人等の直接及び間接の外国関係会社株式等の保有割合要件を10%以上（改正前：5%以上）に引き上げます。	特定外国子会社等の平成22年4月1日以後に開始する事業年度に係る

				適用対象金額について適用します。
○	特定外国子会社等の適用除外基準	新措法66の6③④、新措令39の15～17、平成22年改正措法附則90①～③	<p>① 特定外国子会社等の適用除外基準</p> <p>特定外国子会社等の適用除外基準について、次の措置を講じます。</p> <p>イ 事業基準に関し、適用除外とならない「株式会社等の保有を主たる事業として営む法人」の判定上、統括会社が保有する被統括会社の株式等については、「株式会社等」から除外します。</p> <p>ロ 非関連者基準の判定上、卸売業を主たる事業として営む統括会社が被統括会社との間で行う取引については、関連者取引に該当しないものとしします。</p> <p>ハ 特定外国子会社等で所在地国基準又は非関連者基準を満たさないものが、事業基準、実体基準及び管理支配基準を満たす場合の適用対象金額の計算において、人件費の10%相当額を控除する措置を廃止します。</p> <p>② 用語の定義</p> <p>イ 統括会社</p> <p>統括会社とは、次のすべての要件を満たす特定外国子会社等をいいます。</p> <p>(イ) 内国法人等に係る特定外国子会社等で、その内国法人等により発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されていること</p> <p>(ロ) 二以上の被統括会社を有し、その被統括会社の事業を統括する業務として一定のものを行っていること</p> <p>(ハ) 所在地国において統括業務に係る固定施設及び統括業務を行うに必要な従業者（専ら統括業務に従事する者であって、当該特定外国子会社等の役員を除きます。）を有すること</p> <p>ロ 被統括会社</p> <p>被統括会社とは、次のすべての要件を満たす外国法人をいいます。</p> <p>(イ) 統括会社が、発行済株式等の25%以上を直接に保有し、かつ、議決権の25%以上を直接に保有する当該統括会社の関連者（非関連者基準における関連者であって、外国法人に限るものとし、内国法人等の同族関係者に係る関連者を除</p>	特定外国子会社等の平成22年4月1日以後に開始する事業年度から適用します。

			<p>きます。)であること (ロ) 在地国において、実体のある事業活動を行っていること</p> <p>③ 添付書類 内国法人等に係る特定外国子会社等が統括会社に該当する場合には、当該特定外国子会社等が行う統括業務の内容及び被統括会社との資本関係図等を確定申告書に添付しなければならないこととします。</p>	
○	資産性所得の合算課税制度の導入	<p>新措法66の6③、平成22年改正措法附則90②③</p> <p>新措法66の6⑤</p>	<p>① 資産性所得の合算課税 特定外国子会社等に係る資産性所得合算課税制度の導入特定外国子会社等のうち適用除外基準を満たす者であっても、図表一1に掲げる所得(以下「資産性所得」といいます。)を有する場合には、当該資産性所得について、内国法人等の当該特定外国子会社等に対する株式等の保有割合に応じ、内国法人等の所得に合算して課税します。</p> <p>図表一1 資産性所得に該当するもの</p> <p>イ 株式保有割合10%未満の株式等の配当等に係る所得又はその譲渡(取引所又は店頭における株式等の譲渡に限ります。)による所得 ロ 債券の利子に係る所得又はその譲渡(取引所又は店頭における債券の譲渡に限ります。)による所得 ハ 工業所有権及び著作権(出版権及び著作権接権を含みます。)の提供による所得(特定外国子会社等により開発されたもの等から生ずる所得を除きます。) ニ 船舶又は航空機の貸付けによる所得</p> <p>② 適用除外 特定外国子会社等の資産性所得の合計額が当該特定外国子会社等の税引前所得の5%相当額以下である場合又は特定外国子会社等の資産性所得に係る収入金額の合計額が1,000万円以下である場合には、本措置は適用しないこととします。</p> <p>(注1) 資産性所得の金額は、当該特定外国子会社等の課税対象金額を上限とします。</p> <p>(注2) 資産性所得に係る収入金額から直接経費(収支の関係が明らかかなものに限ります。)を控除します。ただし、株式等の配当等及び債券の利子については、当期の支払利息を按分した金額の控除を認めます。</p> <p>(注3) 特定外国子会社等が行う事業(事業基準に掲げる事業を除きます。)の性質上、基本的かつ重要で欠くことのできない業務から生ずる上記①及び②の所得を除きます。</p>	<p>特定外国子会社等の平成22年4月1日以後に開始する事業年度から適用します。</p>
○	外国法人が	新措法66	内国法人等が外国法人から配当等を受ける場合には、	内国法人の

	らの受取配 当金の益金 不算入	の8, 平成22年 改正措法 附則90⑥	その配当等の額のうち、内国法人等の配当等を受ける日を含む事業年度及び当該事業年度開始の前日2年以内に開始した各事業年度における次のいずれか少ない金額に達するまでの金額は、益金の額に算入しないこととします。 ① 当該外国法人が他の外国法人（合算対象とされた金額を有さない者を除きます。）から受けた配当等の額のうち、当該内国法人等が当該外国法人を通じて間接に有する株式等に対応する部分の金額に相当する金額の合計額 ② 当該他の外国法人につき合算対象とされた金額のうち、当該内国法人等が当該外国法人を通じて間接に有する株式等に対応する部分の金額の合計額	平成22年4月1日以後に開始する事業年度において受ける外国法人からの配当等について適用します。
△	民間国外債等の利子及び発行差金の課税の特例	新措法6, 平成22年 改正措法 附則48	民間国外債等の利子及び発行差金の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を撤廃します。 ① 指定民間国外債制度について、2年間の経過措置を講じた上、廃止します。 ② 非課税措置の対象から除かれる民間国外債について、軽課税国に本店等が所在する実体のない外国法人により発行される民間国外債に代えて、次のものとします。 イ その利子の額が民間国外債の発行者等の利益の額等に連動する場合の当該民間国外債 ロ 民間国外債の発行者と特殊の関係のある者が有する当該民間国外債 (注) 発行者と特殊の関係のある者とは、発行者との間に発行済株式等の50%超の保有関係がある者等をいいます。 ③ 国内金融機関等が支払を受ける上記②イ又はロに該当する民間国外債の利子について、源泉徴収を免除します。 ④ 民間国外債の発行者が提出すべき書類、特定民間国外債制度における利子受領者情報等について、所要の措置を講じます。	②から④までの改正は、平成22年4月1日以後に発行される民間国外債について適用します。
△	振替国債等の利子の課税の特例等	新措法5 の2, 平成22年 改正措法 附則46	① 適格外国証券投資信託の適用要件 次のいずれかに該当する外国投資信託（証券投資信託又は公社債等運用投資信託に該当するものに限ります。）は、適格外国証券投資信託に該当するものとします。	原則として、平成22年6月1日以後にその計算期間が開始す

<p>イ その設定に係る受益権の国外における募集が公募により行われている外国投資信託で、次の要件を満たすもの</p> <p>(イ) 当該受益権の国内における募集が公募のみにより行われること</p> <p>(ロ) 上記(イ)の受益権に係る収益の分配が国内における支払の取扱者を通じてのみ交付されること</p> <p>ロ その設定に係る受益権が、他の適格外国証券投資信託（上記イに該当するものを含みます。）の信託財産としてのみ取得される外国投資信託</p> <p>② 非課税</p> <p>非居住者又は外国法人が支払を受ける振替国債等（利子が支払われるものに限ります。）の償還価額と取得価額との差額について所得税及び法人税を非課税とし、外国法人が支払を受ける特定短期国債の償還価額と取得価額との差額について法人税を非課税とします。</p> <p>③ 適用手続</p> <p>振替国債等の利子の課税の特例等に係る適用手続について、次の措置を講じます。</p> <p>イ 適格外国仲介業者の承認制度について、源泉徴収義務者ごとの承認から振替機関ごとの承認とし、承認の取消事由を明確化した上、非課税のための口座の設定を受けている非居住者又は外国法人ごとの取引内容の報告及び各人別帳簿の作成を不要とします。</p> <p>ロ 非課税適用申告書について、源泉徴収義務者ごとの所轄税務署長への提出を簡素化し、特定口座管理機関又は適格外国仲介業者ごとに、これらを経由して特定口座管理機関の所轄税務署長に提出するとともに、非課税のための口座の設定の確認等の事務が適正に行われると認められる特定口座管理機関について承認を受けるものとします。</p> <p>ハ 所有期間明細書について、特定振替機関等が源泉徴収の計算の明細書を源泉徴収義務者に提出した場合には、その提出を不要とするとともに、適格外国仲介業者から利子等の受領者の情報を特定口座管理機関に通知させ、これを基に特定口座管理機関が振替国債等の利子の支払調書等を提出するものとします。</p>	<p>る振替国債等の利子及び同日以後に発行される特定短期国債の償還価額と取得価額との差額について適用します。</p>
--	--

			④ 非課税のための口座の設定手続等について、所要の措置を講じます。	
△	非居住者等 が受ける振 替社債等の 利子等の非 課税制度の 創設	新措法5の 3, 平成22年 改正措法 附則47	<p>① 特定短期社債の償還差益の非課税</p> <p>非居住者又は外国法人が平成25年3月31日までに発行される振替社債等（利子が支払われるものに限る、その利子の額が振替社債等の発行者等の利益の額等に連動するものを除きます。）につき支払を受ける利子及び償還差益（償還価額と取得価額との差額）並びに外国法人が支払を受ける同日までに発行される特定短期社債の償還差益について、所得税及び法人税を非課税とします。</p> <p>② 発行者と特殊の関係のある者の適用除外</p> <p>上記①の措置は、振替社債等又は特定短期社債の発行者と特殊の関係のある者が支払を受ける利子及び償還差益については適用しないこととします。</p> <p>（注）発行者と特殊の関係のある者とは、発行者との間に発行済株式等の50%超の保有関係がある者等をいいます。</p> <p>③ 提出すべき書類</p> <p>非課税措置の適用手続、振替社債等又は特定短期社債の発行者が提出すべき書類等について、所要の措置を講じます。</p>	平成22年6月1日以後にその計算期間が開始する振替社債等の利子及び同日以後に発行される特定短期社債の償還差益について適用します。

Ⅳ 資産課税（相続税法）

《改正のポイント》

- 1 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税限度額（改正前：500万円）を平成22年中は1,500万円、平成23年中は1,000万円に引き上げる。
- 2 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例について、特別控除の上乗せ（改正前：1,000万円）の特例を廃止し、年齢要件の特例の適用期限を2年延長する。
- 3 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住を継続しない宅地等（改正前：200㎡まで50%減額）を適用対象から除外する。
- 4 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、一の宅地等について共同相続があった場合には、取得した者ごとに適用要件を判定することとする。
- 5 相続税の障害者控除について、控除額の算出に用いる年数を相続人等が85歳（改正前：70歳）に達するまでの年数とする。

重要度	項目	法令	改正の内容	適用関係											
◎	直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置	措法70の2	<p>現行制度の概要</p> <p>① 贈与税の非課税制度</p> <p>経済危機対策関係の税制（平成21年6月26日公布）により、生前贈与の促進により高齢者の資産を活用した需要の創出を図るため、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合で一定の要件を満たすときには、その期間を通じて500万円まで贈与税を課さないこととします。</p> <p>なお、この特例は、暦年課税又は相続時精算課税の従来の特例と併せて適用することができます。</p> <p>図表－1 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合（改正前）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">贈与税の非課税枠</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>経済危機対策による改正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暦年課税</td> <td>基礎控除 110万円</td> <td>基礎控除 特別控除 110万円＋500万円＝610万円</td> </tr> <tr> <td>相続時精算課税</td> <td>特別控除（住宅取得等） 3,500万円</td> <td>特別控除（住宅取得等） 基礎控除 3,500万円＋500万円＝4,000万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	贈与税の非課税枠		改正前	経済危機対策による改正	暦年課税	基礎控除 110万円	基礎控除 特別控除 110万円＋500万円＝610万円	相続時精算課税	特別控除（住宅取得等） 3,500万円	特別控除（住宅取得等） 基礎控除 3,500万円＋500万円＝4,000万円	①の規定は、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与について適用されます。
区分	贈与税の非課税枠														
	改正前	経済危機対策による改正													
暦年課税	基礎控除 110万円	基礎控除 特別控除 110万円＋500万円＝610万円													
相続時精算課税	特別控除（住宅取得等） 3,500万円	特別控除（住宅取得等） 基礎控除 3,500万円＋500万円＝4,000万円													

◎		<p>新措法70の2、平成22年改正措法附則124②③④</p>	<p>直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じます。</p> <p>① 非課税限度額（改正前：500万円）を次のように引き上げます。</p> <p>イ 平成22年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者1,500万円</p> <p>ロ 平成23年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者1,000万円</p> <p>② 適用対象となる者を贈与を受けた年の合計所得金額（所法2①三十）が2,000万円以下の者に限定します。</p> <p>③ 適用期限を平成23年12月31日（改正前：平成22年12月31日）までとします。</p>	<p>平成22年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用します。ただし、平成22年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者については、上記の改正前の制度と選択して適用できることとします。</p>																																						
◎	住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例	新措法70の3	住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例について、特別控除の上乗せ（改正前：1,000万円）の特例を廃止し、年齢要件の特例の適用期限を平成23年12月31日（改正前：平成21年12月31日）まで2年延長します。																																							
◎	小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例	<p>新措法69の4①②、平成22年改正措法附則124①</p> <p>新措令40の2⑦</p>	<p>① 事業非継続及び居住非継続宅地等の50%減額の廃止 相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住を継続しない宅地等（改正前：200㎡まで50%減額）を適用対象から除外します。</p> <p>図表一 事業非継続及び居住非継続の宅地等</p> <table border="1" data-bbox="393 1098 846 1246"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">宅地等の区分</th> <th colspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>上限面積</th> <th>軽減割合</th> <th>上限面積</th> <th>軽減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">事業用宅地等</td> <td>不動産貸付業等以外</td> <td>事業継続</td> <td>400㎡ 80%</td> <td>400㎡ 80%</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">不動産貸付業等</td> <td>事業継続</td> <td>200㎡ 50%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業非継続</td> <td>200㎡ 50%</td> <td>200㎡ 50%</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">居住用宅地等</td> <td>事業非継続</td> <td>200㎡ 50%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">居住用宅地等</td> <td>居住継続</td> <td>240㎡ 80%</td> <td>240㎡ 80%</td> </tr> <tr> <td>居住非継続</td> <td>200㎡ 50%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(E) 事業継続又は居住継続とは、相続税の申告期限（相続開始後10ヶ月）まで事業又は居住を継続する場合をいいます。</p> <p>② 共同相続した場合の適用要件の判定 一の宅地等について共同相続があった場合には、取得した者ごとに適用要件を判定します。</p>	宅地等の区分		改正前		改正後		上限面積	軽減割合	上限面積	軽減割合	事業用宅地等	不動産貸付業等以外	事業継続	400㎡ 80%	400㎡ 80%		不動産貸付業等	事業継続	200㎡ 50%	—	—	事業非継続	200㎡ 50%	200㎡ 50%		居住用宅地等	事業非継続	200㎡ 50%	—	—	居住用宅地等	居住継続	240㎡ 80%	240㎡ 80%	居住非継続	200㎡ 50%	—	—	平成22年4月1日以後の相続又は遺贈により取得する小規模宅地等に係る相続税について適用します。
宅地等の区分		改正前				改正後																																				
		上限面積	軽減割合	上限面積	軽減割合																																					
事業用宅地等	不動産貸付業等以外	事業継続	400㎡ 80%	400㎡ 80%																																						
	不動産貸付業等	事業継続	200㎡ 50%	—	—																																					
		事業非継続	200㎡ 50%	200㎡ 50%																																						
	居住用宅地等	事業非継続	200㎡ 50%	—	—																																					
居住用宅地等		居住継続	240㎡ 80%	240㎡ 80%																																						
		居住非継続	200㎡ 50%	—	—																																					

【設例 1：共同相続した場合の適用要件の判定】

次の資料に基づき、小規模宅地等の評価減の規定により相続税が減額される金額を計算して下さい。

- (1) 被相続人の居住用宅地（相続税評価額2億円・面積200㎡）及びその上に存する家屋を配偶者と長男で共同（共有）で相続しました。
- (2) 上記(1)の居住用宅地及び家屋の共有相続分は配偶者が1/10、長男が9/10となっています。
- (3) 長男は、被相続人と同居しておらず別生計でしたので、長男の取得する宅地部分は、特定居住用宅地等の適用要件を満たしていません。

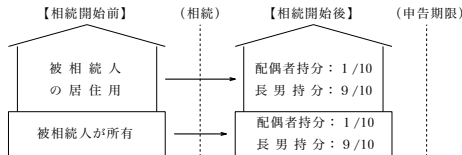
【解答】

$200,000,000円 \times 1/10 \times 80\% = 16,000,000円$ （減額される金額）

（注）改正前においては長男の取得分も含めて特定居住用宅地等として80%の評価減（ $200,000,000円 \times 80\% = 160,000,000円$ ）の適用が可能でした。

しかし、改正後においては、配偶者の取得した宅地のみが特定居住用宅地等として80%の評価減が可能となります。

図表－3 配偶者及び親族が共同相続した場合



旧措令40の2②かっこ書き

③ 一棟の建物の敷地の一部が特定居住用宅地等である場合

一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうちに特定居住用宅地等の要件に該当する部分とそれ以外の部分がある場合には、部分ごとに按分して軽減割合を計算します。

【設例 2：一棟の建物の敷地の一部が特定居住用宅地等である場合】

次の資料に基づき、小規模宅地等の評価減の規定により相続税が減額される金額を計算して下さい。

- (1) 被相続人の居住用宅地（相続税評価額3億円・面積200㎡）及びその上に存する家屋（3階建アパート）を配偶者がすべて相続しました。
- (2) 上記(1)の家屋の床面積は、各階とも100㎡となっています。
- (3) 配偶者は、上記(1)の家屋の3階に居住していますが、1階及び2階は空室となっています。

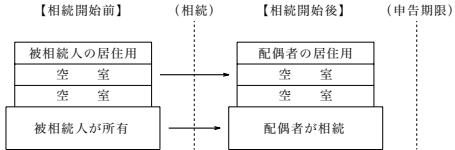
【解答】

$300,000,000円 \times 1/3 \times 80\% = 80,000,000円$ （減額される金額）

（注）改正前においては敷地のすべてを特定居住用宅地等として80%の評価減（ $300,000,000円 \times 80\% = 240,000,000円$ ）の適用が可能でした。

しかし、改正後においては、配偶者の居住用部分に対応する敷地部分についてのみが特定居住用宅地等として80%の評価減が可能となります。

図表－4 一棟の建物の敷地の一部が特定居住用宅地等である場合



新措令40
の2⑥

④ 特定居住用宅地等の明確化

特定居住用宅地等は、被相続人の居住の用に供されていた宅地等が二以上ある場合には、被相続人が主として居住の用に供されていた一の宅地等に限られます。

新措法69
の4③二

⑤ 用語の定義

イ 特定居住用宅地等の定義

特定居住用宅地等とは、被相続人等の居住の用に供されていた宅地等（その宅地等が二以上ある場合には、一定で定める宅地等に限ります。）で、その被相続人の配偶者又は次に掲げる要件のいずれかを満たすその被相続人の親族（その被相続人の配偶者を除きます。）が相続又は遺贈により取得したものをいいます。

(イ) その親族が相続開始の直前においてその宅地等の上に存する被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた者であつて、相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、その家屋に居住していること。

(ロ) その親族（その被相続人の居住の用に供されていた宅地等を取得した者に限ります。）が相続開始前三年以内に相続税法の施行地内にあるその者又はその者の配偶者の所有する家屋（その相続開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていた家屋を除きます。）に居住したことがない者（一定で定める者を除きます。）であり、かつ、相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有していること（その被相続人の配偶者又は相続開始の直前において(イ)に規定する家屋に居住していた親族で一定で定める者がいない場合に限ります。）。

新措法69
の4③四、
新措令40
の2④⑤

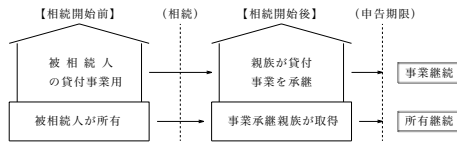
(ハ) その親族が当該被相続人と生計を一にしていた者であつて、相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続きその宅地等を自己の居住の用に供していること。

ロ 貸付事業用宅地等の定義

貸付事業用宅地等とは、被相続人等の事業（不動産貸付業、駐車場業、自転車駐車場業及び準事業に限り、以下「貸付事業」といいます。）の用に供されていた宅地等で、次に掲げる要件のいずれかを満たすその被相続人の親族が相続又は遺贈により取得もの（特定同族会社事業用宅地等を除き、被相続人等の事業の用に供されていた宅地等のうち、その適用要件に該当する部分に限り、）をいいます。

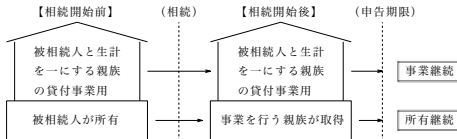
(イ) その親族が、相続開始時から申告期限までの間にその宅地等に係る被相続人の貸付事業を引き継ぎ、申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、その貸付事業の用に供していること。

図表一五 被相続人の事業の用に供されていた宅地等



(ロ) その被相続人の親族がその被相続人と生計を一にしていた者であつて、相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続きその宅地等を自己の貸付事業の用に供していること。

図表一六 被相続人と生計を一にする親族の事業の用に供されていた宅地等



○ 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶

新措法70
の7②一ホ
へ、同法70
の7②五、

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、同制度が適用されない一定の法人の株式等を会社を通じて保有する場合における認定要件の明確化を図るとともに、この場合において認定を受けた当

	予制度 同法70の7の2②一ホへ、同法70の7の2②五	該会社の株式等に係る納税猶予税額の計算上、当該法人の株式等相当額を算入しないこととする等の所要の見直しを行います。																																													
定期金に関する権利の相続税及び贈与税の評価	新相法24	<p>① 給付事由が発生している定期金に関する権利の評価額</p> <p>給付事由が発生している定期金に関する権利の評価額は、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額とします。</p> <p>イ 解約返戻金相当額</p> <p>ロ 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該一時金相当額</p> <p>ハ 予定利率等を基に算出した金額</p> <p>図表一 給付事由が発生している定期金に関する権利の評価額</p> <table border="1" data-bbox="389 678 848 1220"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">有期定期金</td> <td>① 給付金額の総額×残存期間に応じた下表の割合</td> <td rowspan="4"> ① 解約返戻金相当額 ② 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該一時金相当額 ③ 1年間に受けるべき金額×約定利率の複利年金現価率（残存期間に応ずるもの） ④ ①から③のうちいずれか多い金額 </td> </tr> <tr> <td> <table border="1" data-bbox="468 730 651 861"> <thead> <tr> <th>残存期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年以下のもの</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>5年超 10年以下のもの</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>10年超 15年以下のもの</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>15年超 25年以下のもの</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>25年超 35年以下のもの</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>35年超のもの</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>② 1年間に受けるべき金額×15倍</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ ①と②のいずれか低い額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無期定期金</td> <td>1年間に受けるべき金額×15倍</td> <td> ① 解約返戻金相当額 ② 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該一時金相当額 ③ 1年間に受けるべき金額×約定利率 ④ ①から③のうちいずれか多い金額 </td> </tr> <tr> <td>終身定期金</td> <td> 1年間に受けるべき金額×受給権者の年齢に応じた下表の倍数 <table border="1" data-bbox="468 1082 651 1209"> <thead> <tr> <th>課税時期の被保険者の年齢</th> <th>倍数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25歳以下の人</td> <td>11倍</td> </tr> <tr> <td>25歳超から 40歳以下の人</td> <td>8倍</td> </tr> <tr> <td>40歳超から 50歳以下の人</td> <td>6倍</td> </tr> <tr> <td>50歳超から 60歳以下の人</td> <td>4倍</td> </tr> <tr> <td>60歳超から 70歳以下の人</td> <td>2倍</td> </tr> <tr> <td>70歳超の人</td> <td>1倍</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td> ① 解約返戻金相当額 ② 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該一時金相当額 ③ 1年間に受けるべき金額×約定利率の複利年金現価率（平均余命に応ずるもの） ④ ①から③のうちいずれか多い金額 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	改正前	改正後	有期定期金	① 給付金額の総額×残存期間に応じた下表の割合	① 解約返戻金相当額 ② 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該一時金相当額 ③ 1年間に受けるべき金額×約定利率の複利年金現価率（残存期間に応ずるもの） ④ ①から③のうちいずれか多い金額	<table border="1" data-bbox="468 730 651 861"> <thead> <tr> <th>残存期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年以下のもの</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>5年超 10年以下のもの</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>10年超 15年以下のもの</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>15年超 25年以下のもの</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>25年超 35年以下のもの</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>35年超のもの</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table>	残存期間	割合	5年以下のもの	70%	5年超 10年以下のもの	60%	10年超 15年以下のもの	50%	15年超 25年以下のもの	40%	25年超 35年以下のもの	30%	35年超のもの	20%	② 1年間に受けるべき金額×15倍		③ ①と②のいずれか低い額		無期定期金	1年間に受けるべき金額×15倍	① 解約返戻金相当額 ② 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該一時金相当額 ③ 1年間に受けるべき金額×約定利率 ④ ①から③のうちいずれか多い金額	終身定期金	1年間に受けるべき金額×受給権者の年齢に応じた下表の倍数 <table border="1" data-bbox="468 1082 651 1209"> <thead> <tr> <th>課税時期の被保険者の年齢</th> <th>倍数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25歳以下の人</td> <td>11倍</td> </tr> <tr> <td>25歳超から 40歳以下の人</td> <td>8倍</td> </tr> <tr> <td>40歳超から 50歳以下の人</td> <td>6倍</td> </tr> <tr> <td>50歳超から 60歳以下の人</td> <td>4倍</td> </tr> <tr> <td>60歳超から 70歳以下の人</td> <td>2倍</td> </tr> <tr> <td>70歳超の人</td> <td>1倍</td> </tr> </tbody> </table>	課税時期の被保険者の年齢	倍数	25歳以下の人	11倍	25歳超から 40歳以下の人	8倍	40歳超から 50歳以下の人	6倍	50歳超から 60歳以下の人	4倍	60歳超から 70歳以下の人	2倍	70歳超の人	1倍	① 解約返戻金相当額 ② 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該一時金相当額 ③ 1年間に受けるべき金額×約定利率の複利年金現価率（平均余命に応ずるもの） ④ ①から③のうちいずれか多い金額
区分	改正前	改正後																																													
有期定期金	① 給付金額の総額×残存期間に応じた下表の割合	① 解約返戻金相当額 ② 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該一時金相当額 ③ 1年間に受けるべき金額×約定利率の複利年金現価率（残存期間に応ずるもの） ④ ①から③のうちいずれか多い金額																																													
	<table border="1" data-bbox="468 730 651 861"> <thead> <tr> <th>残存期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年以下のもの</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>5年超 10年以下のもの</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>10年超 15年以下のもの</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>15年超 25年以下のもの</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>25年超 35年以下のもの</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>35年超のもの</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table>		残存期間	割合	5年以下のもの		70%		5年超 10年以下のもの	60%	10年超 15年以下のもの	50%	15年超 25年以下のもの	40%	25年超 35年以下のもの	30%	35年超のもの	20%																													
	残存期間		割合																																												
	5年以下のもの		70%																																												
5年超 10年以下のもの	60%																																														
10年超 15年以下のもの	50%																																														
15年超 25年以下のもの	40%																																														
25年超 35年以下のもの	30%																																														
35年超のもの	20%																																														
② 1年間に受けるべき金額×15倍																																															
③ ①と②のいずれか低い額																																															
無期定期金	1年間に受けるべき金額×15倍	① 解約返戻金相当額 ② 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該一時金相当額 ③ 1年間に受けるべき金額×約定利率 ④ ①から③のうちいずれか多い金額																																													
終身定期金	1年間に受けるべき金額×受給権者の年齢に応じた下表の倍数 <table border="1" data-bbox="468 1082 651 1209"> <thead> <tr> <th>課税時期の被保険者の年齢</th> <th>倍数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25歳以下の人</td> <td>11倍</td> </tr> <tr> <td>25歳超から 40歳以下の人</td> <td>8倍</td> </tr> <tr> <td>40歳超から 50歳以下の人</td> <td>6倍</td> </tr> <tr> <td>50歳超から 60歳以下の人</td> <td>4倍</td> </tr> <tr> <td>60歳超から 70歳以下の人</td> <td>2倍</td> </tr> <tr> <td>70歳超の人</td> <td>1倍</td> </tr> </tbody> </table>	課税時期の被保険者の年齢	倍数	25歳以下の人	11倍	25歳超から 40歳以下の人	8倍	40歳超から 50歳以下の人	6倍	50歳超から 60歳以下の人	4倍	60歳超から 70歳以下の人	2倍	70歳超の人	1倍	① 解約返戻金相当額 ② 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該一時金相当額 ③ 1年間に受けるべき金額×約定利率の複利年金現価率（平均余命に応ずるもの） ④ ①から③のうちいずれか多い金額																															
課税時期の被保険者の年齢	倍数																																														
25歳以下の人	11倍																																														
25歳超から 40歳以下の人	8倍																																														
40歳超から 50歳以下の人	6倍																																														
50歳超から 60歳以下の人	4倍																																														
60歳超から 70歳以下の人	2倍																																														
70歳超の人	1倍																																														
◎	新相法25	<p>② 給付事由が発生していない定期金に関する権利の評価額</p> <p>給付事由が発生していない定期金に関する権利の評価額は、原則として、解約返戻金相当額とします。</p>																																													

図表－8 給付事由が発生していない定期金に関する権利の評価額

区分	改正前	改正後
給付事由が発生していない定期金	私達済掛金等の総額×私達開始の時点からの経過期間に応じた下表の割合	原則として、解約返戻金相当額
	経過期間 割合	
	5年以下のもの	90%
	5年超 10年以下のもの	100%
	10年超 15年以下のもの	110%
15年超のもの	120%	

平成22年
改正法32
②、
平成22年
改正法令
附則2①

③ 経過措置の適用除外となる定期金に関する権利の範囲

②の経過措置の規定については、次に掲げるものに係る定期金給付契約に関する権利については、適用されません。

イ 保険者が被保険者の死亡に関し保険金を支払うことを約する生命保険契約におけるその保険金（生命保険控除（所法76④）に規定する個人年金保険契約等及び保険期間が被保険者の終身である保険契約で、その保険料を一時に払い込むものを除きます。）

ロ 確定給付企業年金法に係る規約に基づいて支給を受ける年金及び適格退職年金契約に基づいて支給を受ける年金

平成22年
改正法令
附則2②、
平成22年
改正法令
附則2

④ 新規契約とみなす変更

平成22年3月31日以前に締結された定期金給付契約のうち、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に変更（軽微な変更を除きます。）があったものに係る上記②の規定の適用については、その契約はその変更があった日に新たに締結された定期金給付契約とみなされます。

なお、軽微な変更とは、定期金給付契約に係る次に掲げる変更以外の変更をいいます。

イ 次に掲げる事項の変更その他その契約に関する権利の価額の計算の基礎に影響を及ぼす変更
 (イ) 解約返戻金の金額
 (ロ) 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる契約に係るその一時金の金額
 (ハ) 給付金を受けるべき期間又は金額
 (ニ) 予定利率

ロ 契約者又は定期金受取人の変更

ハ その契約に関する権利を取得する時期の変更

ニ 上記イからハに掲げる変更に関連する変更

◎	相続税の障害者控除	新相法19の4①、平成22年改正法附則31	<p>相続税の障害者控除について、控除額の算出に用いる年数を相続人等が85歳（改正前：70歳）に達するまでの年数とします。</p> <p>〔算式〕</p> <p>① 一般障害者の場合 $(85\text{歳}-\text{相続開始時の年齢}) \times 6\text{万円} = \text{一般障害者の控除額}$</p> <p>② 特別障害者の場合 $(85\text{歳}-\text{相続開始時の年齢}) \times 12\text{万円} = \text{特別障害者の控除額}$</p> <p>(注) 85歳に達するまでの年数が1年未満であるとき又は1年未満の端数があるときは、これを1年として計算することとしています。</p>	平成22年4月1日以後の相続又は遺贈に係る相続税について適用します。
○	相続人が受け取った死亡退職金でその合計額のうち一定金額	新相法3①一	<p>① 小規模企業共済制度の共同経営者の死亡に伴い支給を受ける一時金 小規模企業共済制度の加入対象者に追加される共同経営者の死亡に伴い支給を受ける一時金について、所要の法律改正を前提に、相続税法上のみなし相続財産（退職手当金等に含まれる給付）として相続税の課税対象とするとともに、法定相続人1人当たり500万円までの非課税制度の対象とします。</p> <p>② 中小企業退職金共済制度の従業員の死亡に伴い支給を受ける一時金 中小企業退職金共済制度の加入対象者に追加される従業員の死亡に伴い支給を受ける一時金について、所要の省令改正を前提に、相続税法上のみなし相続財産（退職手当金等に含まれる給付）として相続税の課税対象とするとともに、法定相続人1人当たり500万円までの非課税制度の対象とします。</p>	

V 消費課税（消費税法）

《改正のポイント》

- 1 課税事業者を選択等した2年間の期間中に、調整対象固定資産を取得した場合、その取得があった課税期間を含む3年間は、引き続き事業者免税点制度が適用できないこととする。

重要度	項目	法令	改正の内容	適用関係
◎	消費税の仕入控除税額の調整措置に係る適用の適正化		<p>(1) 基本的考え方</p> <p>事業者免税点制度又は簡易課税制度の適用要件を見直し、調整対象固定資産の取得に係る仕入税額控除が過大であった場合に減額する調整措置を、その取得の課税期間を含む3年間においては、適用が受けられないこととします。</p> <p>この調整措置は、調整対象固定資産である賃貸アパート等の取得にかかった消費税額等の還付を目的として、非課税となる受取家賃を受ける前の課税期間において、課税対象となる駐車場収入又は自動販売機の手数料を発生させて、その調整対象課税期間の取得の課税期間から3年目の課税期間に届出書を提出することによって、免税事業者又は簡易課税選択事業者となって調整対象固定資産における仕入税額控除額の調整逃れが行われている行為を防止するという消費税の課税の適正化の観点から行われたものです。</p> <p>図表－1 消費税の仕入控除税額の調整措置に係る適用の適正化のイメージ</p> <p>図表－1 消費税の仕入控除税額の調整措置に係る適用の適正化のイメージ</p> <p>③ 通算課税売上割合とは、仕入れ等の課税期間から第3年度の課税期間までの各課税期間における売上高を基礎として計算した課税売上割合をいいます。</p>	
		消法33、同法34	<p>(2) 制度の概要</p> <p>① 調整対象固定資産に係る仕入れに係る消費税額の調整</p> <p>消費税では、仕入れに係る消費税額等は、棚卸資</p>	

産及び固定資産を問わず購入した日の属する課税期間において全額控除対象とされています。

しかし、固定資産のように長期にわたって使用されるものについては、購入時の用途や課税売上割合だけで仕入税額控除を完結させることは必ずしも適切な方法であると考えられません。そこで、一定金額以上の調整対象固定資産については、仕入に係る消費税額を調整することとしています。

なお、調整対象固定資産に係る消費税額の調整制度には、「課税売上割合が著しく変動した場合の調整（消法33）」及び「課税業務用調整対象固定資産を非課税業務用に転用した場合の調整（消法34）」があります。

消法2①
十六、消令
5

② 調整対象固定資産の定義

調整対象固定資産とは、建物、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産（棚卸資産を除きます。）で、その資産に係る課税仕入に係る支払対価の額の100/105に相当する金額又は保税地域から引き取られる資産の課税標準である金額が、一の取引の単位につき100万円以上のものをいいます。

図表－2 調整対象固定資産の範囲

範 囲		調整対象固定資産の区分
備 考		
固定 資 産	① 課税仕入に係る支払対価の額の100/105	100万円未満 調整対象固定資産に該当せず
	② 保税地域から引き取られる資産の課税標準である金額(注)	100万円以上 調整対象固定資産に該当

(注) 保税地域から引き取られる資産の課税標準である金額とは、CIF価格に消費税以外の消費税等及び関税を加算した金額となります。

新消法9⑦、
同法12の
2②③、
平成22年
改正法附
則35①②

(3) 改正の内容

① 事業者免税点制度の適用の見直し

次の期間（簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除きます。）中に、調整対象固定資産を取得した場合には、当該取得があった課税期間を含む3年間は、引き続き事業者免税点制度を適用しないこととします。

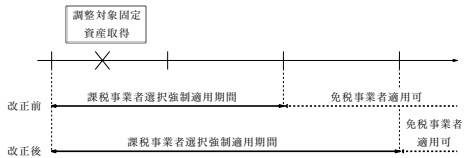
イ 課税事業者を選択することにより、事業者免税点制度の適用を受けないこととした事業者のその選択の強制適用期間（2年間）

ロ 資本金1,000万円以上の新設法人につき、事業者免税点制度を適用しないこととされる設立当初の期間（2年間）

平成22年4月1日以後に課税事業者選択届出書を提出した事業者の同日以後開始する課税期間から適用します。
同日以後設立された法人について

適用します。

図表－3 事業者免税点制度の適用の見直し



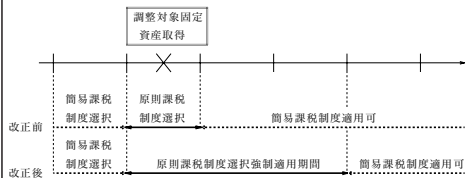
新消法37

②

② 簡易課税制度の適用の見直し

上記①により、引き続き事業者免税点制度を適用しないこととされた課税期間については、簡易課税制度の適用を受けられないこととします。

図表－4 簡易課税制度の適用の見直し



新消法37

③

③ 簡易課税制度選択届出書提出後に調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合

簡易課税制度選択届出書を提出した事業者が、その届出書の提出日以後、その提出した日の属する課税期間中に調整対象固定資産の仕入れ等を行ったことにより、「調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の簡易課税制度選択届出書の提出制限(消法37②)」に規定する場合に該当することとなったときには、その届出書の提出がなかったものとみなされます。

